静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年３月30日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

静岡県規則第12号

静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則

静岡県税賦課徴収規則（昭和47年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>（専有部分の床面積の割合の補正の方法を認めない場合の通知）
第23条　財務事務所長は、条例第24条の申出があつた場合において、当該申出に係る補正の方法によることが適当でないと認めるときは、その旨を当該申出をした者に通知するものとする。
（文書の様式）
第71条　次の表の左欄に掲げる申告、申請、届出、通知等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書により行うものとし、同表の左欄に掲げる申告書、申請書、通知書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書とする。
<table>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>２　法において準用する国税犯則取締法（明治33年法律第67号）第４条の身分を証明すべき証票</td><td>検税吏員証票　様式第２号</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>18　法第11条第１項（法第16条の５第４項、第19条の７第３項、第55条の２第３項、第55条の４第３項、第72条の38の２第12項、第72条の39の２第３項、第72条の39の４第３項又は第144条の29第２項において準用する場合を含む。）の通知書</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>19　法第11条第２項（法第16条の５第４項、第19条の７第３項、第55条の２第３項、</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>（専有部分の床面積の割合の補正の方法を認めない場合の通知）
第23条　財務事務所長は、条例第24条第１項又は第２項の申出があつた場合において、当該申出に係る補正の方法によることが適当でないと認めるときは、その旨を当該申出をした者に通知するものとする。
（文書の様式）
第71条　次の表の左欄に掲げる申告、申請、届出、通知等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書により行うものとし、同表の左欄に掲げる申告書、申請書、通知書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書とする。
<table>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>２　法第22条の12の身分を証明する証票</td><td>当該徴税吏員証票　様式第２号</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>18　法第11条第１項（法第16条の５第４項、第19条の７第３項、第55条の２第３項、第55条の４第３項、第72条の38の２第12項、第72条の39の２第３項、第72条の39の４第３項、第72条の57の２第３項又は第144条の29第２項において準用する場合を含む。）の通知書</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>19　法第11条第２項（法第16条の５第４項、第19条の７第３項、第55条の２第３項、</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

第55条の４第３項、第72条の38の２第12項、第72条の39の２第３項、第72条の39の４第３項又は第144条の29第２項において準用する場合を含む。）の催告書		第55条の４第３項、第72条の38の２第12項、第72条の39の２第３項、第72条の39の４第３項、第72条の57の２第３項又は第144条の29第２項において準用する場合を含む。）の催告書	
（略）		（略）	
30　法第15条の２の２第１項（法第15条の５の２第３項、第15条の６の２第３項、第55条の２第３項、第55条の４第３項、第72条の38の２第12項、第72条の39の２第３項、第72条の39の４第３項、第73条の25第３項、第125条第５項又は第144条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定による徴収の猶予又は換価の猶予の通知	（略）	30　法第15条の２の２第１項（法第15条の５の２第３項、第15条の６の２第３項、第55条の２第３項、第55条の４第３項、第72条の38の２第12項、第72条の39の２第３項、第72条の39の４第３項、第72条の57の２第３項、第73条の25第３項、第125条第５項又は第144条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定による徴収の猶予又は換価の猶予の通知	（略）
（略）		（略）	
32　法第15条の２の２第２項（法第15条の６の２第３項、第55条の２第３項、第55条の４第３項、第72条の38の２第12項、第72条の39の２第３項、第72条の39の４第３項、第73条の25第３項、第125条第５項又は第144条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定による徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長又は換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長を認めない通知	（略）	32　法第15条の２の２第２項（法第15条の６の２第３項、第55条の２第３項、第55条の４第３項、第72条の38の２第12項、第72条の39の２第３項、第72条の39の４第３項、第72条の57の２第３項、第73条の25第３項、第125条第５項又は第144条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定による徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長又は換価の猶予若しくは換価の猶予期間の延長を認めない通知	（略）
33　法第15条の２の３第２項（法第55条の２第３項、第55条の４第３項、第72条の39の２第３項、第72条の39の４第３項又は第144条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定による申請	（略）	33　法第15条の２の３第２項（法第55条の２第３項、第55条の４第３項、第72条の39の２第３項、第72条の39の４第３項、第72条の57の２第３項又は第144条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定による申請	（略）
（略）		（略）	

35	法第15条の３第３項（法第15条の５の３第２項、第15条の６の３第２項、第55条の２第４項、第55条の４第４項、第72条の38の２第12項、第72条の39の２第４項、第72条の39の４第４項、第73条の26第２項、第125条第５項又は第144条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定による通知	（略）			
（略）					
41	法第16条の２第３項（法第55条の２第３項、第55条の４第３項、第72条の38の２第12項、第72条の39の２第３項、第72条の39の４第３項又は第144条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により再委託する場合の納付書又は納入書	（略）			
（略）					
69	法第73条の２第６項の規定による申出	（略）			
70	条例第24条の規定による申出	専有部分の床面積の割合の補正方法の申出書	様式第125号		
（略）					
133	法第750条第１項（法第754条において準用する場合を含む。）の申請書	地方税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書	様式第223号		
		地方税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請書	様式第226号		

35	法第15条の３第３項（法第15条の５の３第２項、第15条の６の３第２項、第55条の２第４項、第55条の４第４項、第72条の38の２第12項、第72条の39の２第４項、第72条の39の４第４項、第72条の57の２第４項、第73条の26第２項、第125条第５項又は第144条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定による通知	（略）	
（略）			
41	法第16条の２第３項（法第55条の２第３項、第55条の４第３項、第72条の38の２第12項、第72条の39の２第３項、第72条の39の４第３項、第72条の57の２第３項又は第144条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により再委託する場合の納付書又は納入書	（略）	
（略）			
69	法第73条の２第７項の規定による申出	（略）	
70	条例第24条第１項又は第２項の規定による申出	専有部分の床面積の割合の補正方法の申出書	様式第125号
		人の居住の用に供する専有部分の床面積の補正方法の申出書	様式第125号の２
（略）			
133から138まで　削除			

134　法第750条第３項（法第752条第３項（法第754条において準用する場合を含む。）又は法第754条において準用する場合を含む。）の規定による通知	地方税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認通知書	様式第227号
	地方税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の却下通知書	様式第228号
135　法第751条第１項（法第754条において準用する場合を含む。）の届出書	地方税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書	様式第229号
136　法第751条第２項（法第754条において準用する場合を含む。）の届出書	地方税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書	様式第230号
137　法第752条第１項（法第754条において準用する場合を含む。）の申請書	住所又は主たる事務所若しくは事業所の移転に係る地方税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書	様式第231号
138　法第753条第２項（法第754条において準用する場合を含む。）の規定による通知	地方税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認取消通知書	様式第232号
（略）		

（略）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第２号（表）中「検　税　吏　員　証　票」を「当　該　徴　税　吏　員　証　票」に改める。

様式第86号（裏）、様式第87号（裏）及び様式第88号（裏）中「第73条の２第８項」を「第73条の２第９項」に改める。

様式第98号中

「

下記のとおり納税証明書の交付を請求します。 年　月　日 財務事務所長　様	納税者又は特別徴収義務者	住所又は所在地			
		フリガナ			
		氏名又は名称	㊞		
	代理人氏名		㊞	請求枚数	枚

」

を

「

<table>
<tr><td rowspan="5">下記のとおり納税証明書の交付を請求します。

年　　月　　日

財務事務所長　様</td><td rowspan="4">納税者又は特別徴収義務者</td><td>住所又は
所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏名又は
名　称</td><td colspan="3">㊞</td></tr>
<tr><td>電　話</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">代理人</td><td>氏　名</td><td>㊞</td><td rowspan="2">請求
枚数</td><td rowspan="2">枚</td></tr>
<tr><td>電　話</td><td></td></tr>
</table>

」

に、「設備貸与」を「公益法人（公益認定申請・事業報告）」に、「事業年度」を「事業年度等」に、

「

□　自動車税	

」を

「

□　自動車税	登録番号

」に改める。

様式第124号中「住所（所在地）」を「住所又は所在地」に、「氏名（名称）」を「氏名又は名称」に、「第73条の２第６項」を「第73条の２第７項」に改める。

様式第125号中「第７条の３第３項本文」を「第７条の３第４項本文
第７条の３の２第４項本文」に、「第24条の規定による申出」を「第24条第１項又は第２項の規定による申出（地方税法施行規則第７条の３の２第４項本文に係るものに限る。）」に、「その他」を「等」に、「第15条の３第３項」を「第15条の３第３項本文又は第15条の３の２第４項本文」に改める。

様式第125号の次に次の様式を加える。

様式第125号の２（用紙　日本工業規格Ａ４横型）

<table>
<tr><td colspan="6">人の居住の用に供する専有部分の床面積の補正方法の申出書</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">年　　月　　日

財務事務所長　　様</td><td rowspan="4">申
出
者</td><td>氏名又は名称</td><td colspan="3">㊞</td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td colspan="3">㊞</td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td colspan="3">㊞</td></tr>
<tr><td>氏名又は名称</td><td colspan="3">㊞</td></tr>
<tr><td colspan="6">地方税法施行規則第７条の３の２第５項本文の規定により、居住用超高層建築物の区分所有者の全員が取引価格を勘案した上で、専有部分の床面積の補正の方法を協議して定めたので申し出ます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">住所又は所在地</td><td>氏名又は名称</td><td>専有部分の床面積</td><td>取引価格</td><td>補正の方法</td><td>補正後の床面積</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>補正の方法の計算の基礎</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（注）

１　この申出書は、静岡県税賦課徴収条例第24条第２項（地方税法施行規則第７条の３の２第５項本文に係るものに限る。）の規定による申出に用いることとし、様式第128号の申告書を提出する際併せて提出してください。

２　「専有部分の床面積」欄は、様式第129号の附属明細表ア又はスの数値を記載してください。

３　「取引価格」欄は、専有部分に係る価格を記載してください。

４　「補正の方法」欄は、専有部分の床面積に乗ずべき数値等を記載してください。

５　既に固定資産税について地方税法施行規則第15条の３の２第５項本文の規定により補正の方法を申し出ているときは、「補正の方法の計算の基礎」欄にその旨を記載してください。

６　協議書がある場合は、その協議書の写し等参考書類を添付してください。

様式第128号中「及び第５項」を「から第６項まで」に改める。

様式第223号から様式第232号までを次のように改める。

様式第223号から様式第232号まで　削除

附　則

１　この規則は、平成30年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現に改正前の静岡県税賦課徴収規則（次項において「旧規則」という。）の規定及び様式により提出されている請求書等は、改正後の静岡県税賦課徴収規則の相当する規定及び様式により提出された請求書等とみなす。

３　この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。